

広島県公安委員会告示第 75 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 27 年 10 月 13 日

広島県公安委員会

委員長 西 川 正 洋

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名 (住所)	製造業者名 (住所)
5P0960	告示の日 (平成 27 年 10 月 13 日) から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	CR スーパー海物語 IN ジャパン MTD	株式会社三洋物産 代表取締役 金沢 全求 (愛知県名古屋千種区今池三丁目 9 番 21 号)	左同
5P0891	同上	同上	CR フィーバーア クエリオン EVOL R	株式会社三共 代表取締役 筒井 公久 (東京都渋谷区渋谷三丁目 29 番 14 号)	左同
5P0924	同上	同上	CR フィーバーア クエリオン EVOL S	同上	左同
5P0748	同上	同上	CR サンダードラ ゴン Z III	株式会社ジェイビー 代表取締役 小田部 利得 (東京都渋谷区東一丁目 32 番 12 号)	左同
5P0824	同上	同上	CRJ-RUSH3 MHJ	同上	左同
5P0941	同上	同上	CR ベルサイユの ばら 遙かな時を 超えて FA	株式会社ソフィア 代表取締役 井置 定男 (群馬県桐生市境野町七丁 目 201 番地)	左同
5P0942	同上	同上	CR ベルサイユの ばら 遙かな時を 超えて M	同上	左同
5P0961	同上	同上	CR ゴールドヴィ ーナズ MBK	同上	左同